



HPはこちら

労使間の取扱いに関する協約

締結

中央本部は「労使間の取扱いに関する協約」の改訂をめざし、申第4号、申第5号、申第6号で申し入れを行い、経営側と真摯に議論を積み重ねてきました。

団体交渉を通じて、あらためて労使の共通認識を確認

数度にわたる団体交渉を通じて、①条文の一部を変更するものの、協約に謳った本質的な内容に変更はないこと、②労使双方が遵守義務に則り、誠実かつ円滑に義務を履行すること、③本協約の目的と「労使共同宣言の解約」で確認した内容を労使共通の認識とすることなどを、あらためて確認し、2018年10月1日から2021年9月30日まで3年間の有効期間で「労使間の取扱いに関する協約」を締結しました。

<労使間の取扱いに関する協約> 第1章 総則 第1条 (目的)

東日本旅客鉄道株式会社とJR東日本労働組合は、信義誠実の原則に従って健全な労使関係を確立し、もって社業の発展及びこれを基礎とした労働条件の維持向上を図ることを目的とし、この協約を締結する。

<労使共同宣言の解約> 2018年3月29日調印

東日本旅客鉄道株式会社（以下、「会社」という。）とJR東日本労働組合（以下、「東日本ユニオン」という。）は、締結している「労使共同宣言」（昭和62年9月24日）について以下のとおり解約の合意に達した。

「労使共同宣言」は、会社発足当初の労使関係が混乱していた時期において、会社基盤の確立を図るためになされたものであるが、既に会社発足後30年を経過し、新たな時代へとスタートすべき時期であり、このような精神的条項を定めたものを残存させることの意味を有しない。また、1つの労働組合のみと締結している状態が他に誤解を与える可能性があることを労使の共通認識とした。

新たな時代へとスタートする時期である今、労使は信義誠実の原則に従って健全な労使関係を確立するとともに、もって社業の発展及びこれを基礎とした労働条件の維持向上を目的とし、安定した労使関係の構築を目指していくこととし、会社と東日本ユニオンで締結している「労使共同宣言」を合意のうえ、解約することとする。

**より良い職場環境、労働条件を実現するために
私たちと共に東日本ユニオンでがんばりましょう！**